

## 美郷町道路占用料規則

令和3年5月28日

規則第12号

### (趣旨)

第1条 この規則は、美郷町道路占用料条例（平成18年条例第123号）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

### (道路占用の申請)

第2条 道路法（昭和27年法律第180号）第32条の規定により道路を使用しようとする者は、町長に対し様式第1号による申請書を提出しなければならない。

### (道路占用の許可)

第3条 町長は、提出された申請書に基づき、道路法第33条の規定に該当すると認めた場合は、申請者に様式第2号による許可書を交付する。

### (請書の提出)

第4条 申請者が道路の占用許可を受けたときは、5日以内に町長に対し様式第4号による請書を提出しなければならない。

### (許可の表示)

第5条 占用の許可を受けた者は、占用物件の見やすい場所又は占用地の見やすい場所に

様式第3号により標札又は標柱をかかげ、占用の許可を受けたことを表示しなければならない。ただし、占用物件が地下埋設等の理由により、表示することができないものはこの限りでない。

(許可後の変更)

第6条 占用許可を受けた後、その目的又は施設工作物を変更する場合は、町長の許可を受けなければならない。

(権利の譲渡等の禁止)

第7条 占有者はその権利を他人に譲渡又は転貸することはできない。ただし、町長が真にやむを得ないものと認め、予め承認した場合はこの限りでない。

(占用の期間)

第8条 道路占用期間は、3ケ年以内とする。ただし、特別の事由ある場合は、更新することができる。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行前にある任意の様式により使用されている書類は、この規則の施行後の様式によるものとみなす。